

外国為替

お客様へのお願い

マネー・ローンダリングおよびテロリスト資金調達の防止に向け、お客さまより仕向送金、被仕向送金を受け付ける際には、各金融機関において厳格な確認をする義務が課されています。

当金庫では、直近2週間以内に現金入金された資金を現金とみなし、現金およびみなし現金による仕向送金についてはお手続きをお断りさせていただきます。

また、以下の点についてもヒアリングおよび書類の提示につきまして、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、お伺いした内容や、提示していただいた書類については、原則、記録もしくは写しを頂戴いたします。

当金庫からの依頼にご対応いただけない場合や、確認させて頂いた内容によっては、お手続きをお断りさせて頂くことがありますので、ご了承ください。

敬 具

	仕向送金	被仕向送金
ヒアリング内容	<p>[ご依頼人に関する事項]</p> <ul style="list-style-type: none">・ 事業内容・ 取引内容/目的・ 業種/職業、年商/年収・ 実質的支配者氏名（法人）・ お受取人とのご関係等・ 送金資金の原資 <p>[お受取人に関する事項]</p> <ul style="list-style-type: none">・ 生年月日、国籍等・ 業種/職業、事業内容・ 実質的支配者氏名（法人）	<p>[お受取人に関する事項]</p> <ul style="list-style-type: none">・ 事業内容・ 取引内容/目的・ 原産地、船積地、仕向地（貿易）・ 業種/職業、年商/年収・ 実質的支配者氏名（法人）・ ご送金人とのご関係等 <p>[ご送金人に関する事項]</p> <ul style="list-style-type: none">・ 生年月日、国籍等・ 業種/職業・ 事業内容
書類提示	<ul style="list-style-type: none">・ 本人確認書類（運転免許証等）・ 送金資金の原資について証明する書類（通帳・給与明細等）・ 送金目的および受取人との関係を確認できる書類 貿易取引の場合は、取引商品・貨物移動が確認できる書類（契約書・注文書・インボイス・見積書・原産地証明書・輸入許可通知書・輸出許可通知書 等） ※ご提示いただく書類については、個別にご相談ください	

※必要に応じて、ヒアリング内容やご提示いただく書類を追加させて頂く場合がございます。